

上場デリバティブ清算業務における清算基金の費消・計算・預託区分等の一部見直しについて

2026年7月7日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

上場デリバティブ清算業務における損失補償制度について、これまでの清算機能統合を始めとする我が国の市場機能再編に係る経緯により、損失補償財源が清算資格ごとに分かれているところ、昨今の市場における資本効率の向上への求め等を踏まえ、当該制度の安定性と効率性の一層の両立を図るべく、今般、当該清算業務のうち金融商品市場デリバティブ取引に係る各清算資格における清算基金の費消・計算・預託区分を統合する。

また、本見直しと併せ、貴金属先物・オプション取引に係る取引証拠金の計算における想定保有期間を2日とする等商品関連市場デリバティブ取引等におけるリスク管理制度の強化や、その他損失補償制度に係る所要の見直しを行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金の費消・計算・預託区分の見直し (1) 清算基金の費消・計算区分等	<ul style="list-style-type: none">上場デリバティブ清算業務のうち以下の証券取引等清算業務に係る清算資格（以下「金融商品市場デリバティブ取引に係る各清算資格」という。）における清算基金（以下「金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金」（仮称）という。）に関し、それぞれの清算資格ごとに費消・計算・預託を行っていた区分（以下「費消・計算区分等」という。）を、統合する。<ul style="list-style-type: none">国債先物等清算資格に係る清算基金指数先物等清算資格に係る清算基金	<ul style="list-style-type: none">清算資格の種類や要件は変更なし。商品取引債務引受業に係る清算資格（エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格、堂島砂糖先物等清算資格及び堂島貴金属先物等清算資格）における清算基金の費消・計算区分等は変更なし。

項目	内容	備考
<p>(2) 清算基金の計算方法</p> <p>①清算基金所要額（全社分）算出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貴金属先物等清算資格に係る清算基金 ➤ ゴム先物等清算資格に係る清算基金 ➤ 農産物先物等清算資格に係る清算基金 ➤ 原油先物等清算資格に係る清算基金 <p>・ 金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金所要額（全社分）は、金融商品市場デリバティブ取引に係る各清算資格を横断して計算することにより算出する。本見直しを踏まえた具体的な計算方法は、以下のとおり。</p> <p>・ 清算基金所要額（全社分）＝期間平均基準PML額（※1）又は算出基準日における日次最大基準PML額（※2）のいずれか大きい方の値</p> <p>（※1）期間平均基準PML額とは、日次最大基準PML額の算出対象期間（清算基金所要額算出基準日からさかのぼって120営業日間）における平均額をいう。</p> <p>（※2）日次最大基準PML額とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額（※3）の各日における最大値をいう。</p> <p>（※3）ストレスシナリオ別最大基準PML額とは、各ストレスシナリオ（※4）における清算参加者の基準PML額（※5）が最大となる清算参加者の基準PML額及び2番目に最大となる清算参加者の基準PML額の合計額をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間の平均額を採用している。 ・ 商品取引債務引受業に関する清算基金所要額の計算における日次最大基準PML額の算出対象期間も同様に見直す。

項目	内容	備考
<p>②清算資格単位清算基金所要相当額（全社分）算出</p>	<p>(※4) ストレスシナリオとは、極端ではあるが現実には起こり得る市場環境として当社が定める価格変動及びボラティリティ変動の組合せをいう。</p> <p>(※5) 基準PML額とは、各区分口座に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から取引証拠金所要額を控除した額（各区分口座のうち自己口座以外の区分口座にあつては、正の額に限る。）を合計した額をいう。</p> <p>・ ①で算出された清算基金所要額（全社分）について、金融商品市場デリバティブ取引に係る各清算資格における清算資格単位按分基礎PML額（※6）の比率に基づき按分を行い、清算資格単位清算基金所要相当額（全社分）とする。</p> <p>(※6) 清算資格単位按分基礎PML額とは、各清算参加者の、清算基金所要額算出基準日からさかのぼって20営業日間の各取引日のストレスシナリオ別最大清算資格単位基準PML額（※7）を合計した額の平均額をいう。</p> <p>(※7) ストレスシナリオ別最大清算資格単位基準PML額とは、各清算参加者の清算資格単位基準PML額（※8）が最大となるストレスシナリオにおける清算資格単位基準PML額をいう。</p> <p>(※8) 清算資格単位基準PML額とは、各清算資格に係る各区分口座に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から取引証拠金所要相当額を控除したものとする。</p>	<p>・ ストレスシナリオは、金融商品市場デリバティブ取引に係る全ての清算資格を対象としたものとする。</p>

項目	内容	備考
③清算資格単位清算基金所要相当額（個社分）算出	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②で算出された清算資格単位清算基金所要相当額（全社分）について、清算資格単位で各清算参加者へ按分し、清算資格単位清算基金所要相当額（個社分）とする。 ・ 各清算参加者への按分は、各清算参加者の取引証拠金所要相当額に基づく比率及び各清算参加者のストレスシナリオ別最大清算資格単位基準PML額に基づく比率により行う。 ・ 按分に用いるそれぞれの額は、算出基準日からさかのぼって20営業日間における平均値を採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在と同様に、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格及び貴金属先物等清算資格においては、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。 ・ 各清算資格におけるそれぞれの比率の割合は、現在の清算基金の按分における取引証拠金所要相当額に基づく比率と担保超過リスク相当額に基づく比率の割合から変更なし。 ・ 現在は、算出基準日からさかのぼって1か月間の平均額を採用している。 ・ 商品取引債務引受業に関する清算基金所要額の計算における個社按分基礎PML額の算出においてさかのぼる期間も同様に見直す。
④金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金所要額（個社分）算出	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③で算出された清算資格単位清算基金所要相当額（個社分）について、清算参加者単位で合計し、金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金所要額（個社分）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在と同様に、清算基金所要額（個社分）から10億円を控除した額を2で除して得た額は、円貨によって預託する。

項目	内容	備考
<p>2. 生存参加者の清算基金（第4順位）における優先費消の導入</p> <p>(1) 優先費消制度</p> <p>①優先費消清算資格の設定</p> <p>②優先費消による損失補填</p> <p>(2) 優先費消終了後の残余清算基金の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者の破綻により当社に発生する損失について、損失補償財源第1順位（破綻参加者の取引証拠金・清算基金等）から第3順位（当社の決済保証準備金による補填）までの損失補償財源によってもなお補填し得ない損失がある場合、その時点において損失が残余する清算資格を清算基金優先費消資格（以下「CF優先資格」という。）として設定する。 ・ CF優先資格の種類ごとに、残余する損失に対して、各生存参加者の破綻処理単位期間における1.（2）③の清算資格単位清算基金所要相当額（個社分）により補填する。 ・ 上記優先費消によってもなお補填し得ない損失がある場合、生存参加者単位で残余する1.（2）④の金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金所要額（個社分）により、損失を補填する。 ・ 複数の清算資格において損失が残余するときは、生存参加者単位で残余する1.（2）④の金融商品市場デリバティブ取引に係る清算基金所要額（個社分）を清算資格単位で残余する損失額の比率に応じて按分した額をもって損失の補填に充てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3順位までにおいて損失の補填が完了した清算資格はCF優先資格とならない。 ・ 当該所要相当額（個社分）の算出は、現在の破綻処理単位期間における清算基金所要額の算出と同様に行う。

項目	内容	備考
<p>3. 事後拋出財源の一部見直し</p> <p>(1) 第一特別清算料（第5順位）の取扱い</p> <p>(2) 第二特別清算料（第6順位）以降の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品市場デリバティブ取引に係る各清算資格における第一特別清算料の費消・計算区分等に関し、清算基金の費消・計算区分等の見直しと併せ、統合する。 ・ 清算参加者の破綻により当社に発生する損失について、損失補償財源第4順位までの損失補償財源によってもなお補填し得ない損失がある場合、その時点において損失が残余する清算資格を第一特別清算料優先費消資格として設定し、当該優先資格の種類ごとに、残余する損失に対して、各生存参加者の清算資格単位第一特別清算料相当額により補填する。 ・ 上記優先費消によってもなお補填し得ない損失がある場合、生存参加者単位で残余する第一特別清算料により、損失を補填する。 ・ 清算参加者の破綻により当社に発生する損失が第5順位までの損失補償財源をもってもなお補填し得ない場合、その時点において損失が残余する清算資格ごとに、第二特別清算料による補填、期限前終了回避に係る協議及び期限前終了（パーシャル・ティアアップ）を行う。 ・ 協議の要件のうち、協議に付された対応策に賛成する生存参加者の清算基金所要額に係る比率について、金融商品市場デリバティブ取引に係る各清算資格においては、破綻処理単位期間における清算資格単位清算基金所要相当額（個社分）に係る比率とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在と同様に、第一特別清算料は清算基金所要額の3倍の額を上限とする。 ・ 当該優先費消の扱いについては、清算基金における優先費消と同様とする。 ・ 現在は、破綻処理単位期間における清算基金所要額に係る比率。

項 目	内 容	備 考
4. 貴金属先物・オプション取引に係る取引証拠金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属先物等清算資格及び堂島貴金属先物等清算資格における商品先物・オプション取引に係る取引証拠金の計算に用いる想定保有期間について、2日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、1日。

Ⅲ. 実施時期（予定）

2027年夏を目途に実施する。

（4. 貴金属先物・オプション取引に係る取引証拠金の見直しについては、別途関係者間にて調整のうえ、上記より早い時期に実施予定。）

以上